

支援開始までの手順

まず、お近くの社会福祉協議会へ連絡してください。

ご相談先

最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。



社会福祉協議会の専門員による訪問・面接

相談により支援が必要であると考えられる方には、社会福祉協議会の専門員が利用者宅を訪問し、契約を締結する能力があるかどうかの確認を行います。



契約の締結

利用者の意思を尊重しながら「契約書」と「支援計画」を作成し、契約を締結します。



生活支援員による支援の開始

有料

「支援計画」に基づいて、社会福祉協議会から生活支援員が派遣されます。

ご利用料金

- 相談や「支援計画」作成までは無料。
- 「支援計画」に基づいて行うサービスは1時間1,000円です。
- サービス提供に必要な移動費実費は別途負担。
- ア. 福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の援助に使用する通帳・はんこ・公的書類^(注)の保管料は、月額250円（年間3,000円）
- イ. アに該当しない書類等で社会福祉協議会が必要と認めたものの保管料は、月額250円（年間3,000円）



※ なお、市町村民税非課税世帯に属する方または生活保護を受けている方は、利用料の負担はありません。

(注) 公的書類とは、福祉サービスの利用や年金の受け取りなどに必要な書類で、公的機関が作成したものを指します。